北海道営住宅消防用設備保守点検業務実施要領

道営住宅に設置されている消防用設備等の保守点検業務の実施に当たっては、法令及び契約に定めるもののほか、この要領によるものとする。

記

１　対象とする消防用設備等

この契約の対象とする消防用設備等は、別表に掲げる消防用設備及びそれに付随する機器等とする。

２　委託業務の内容

（１）総合点検業務

消防用設備等の種類	実施回数	実施時期
屋内消火栓設備	年１回	１１月
自動火災報知設備		
非常警報器具及び設備		
避難器具		
連結送水管設備		
防排煙設備		
非常用電源専用受電設備		

（２）機器点検業務

消防用設備等の種類	実施回数	実施時期
消火器具	年２回	５月・１１月
誘導標識		
~~非常用コンセント設備~~		
屋内消火栓設備		
自動火災報知設備		
非常警報器具及び設備		
避難器具		
連結送水管設備		
防排煙設備		
非常用電源専用受電設備		

３　点検事項

消防用設備等の総合点検及び外観・機能点検については、平成16年5月31日消防庁告示第9号「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式」、昭和50年10月16日消防庁告示第１４号「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備点検結果報告書に添付する点検票の様式」及び平成14年6月11日消防予第172号「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（以下「消防庁告示等」という。）に基づき実施するものとする。

４　委託業務の実施

委託業務を実施する際には、次の事項に留意しなければならない。

（１）消防用設備等の保守点検作業については、消防用設備等の機能を正常に維持するよう消防法（昭和２３年法律第１８６号）、消防法施行令（昭和３６年政令第３７号）及び消防法施行規則（昭和３６年自治省令第６条）（以下「法令等」という。）に基づき、又は準じて行うこと。

（２）点検は、資機材の搬送、足場の固定等の補助的な内容を除き、法令等で定める資格を有する者が行うこと。

（３）消防用設備等に故障又は異状を発見したときは、速やかに改善の措置を講じること。

（４）消防用設備等の保守点検業務を実施しようとするときは、あらかじめ当該消防用設備が設置されている道営住宅の管理人、又は業務担当員に通知すること。

５　帳簿の整備

受託者は、委託業務の処理結果を記載した帳簿を備え、記録して保存するものとする。

６　委託業務の結果報告

委託業務を実施したときは、その結果を消防庁告示等に基づく様式により、その都度、留萌振興局長に報告すること。

なお、当該報告書を提出するときは、住宅管理人、又は業務担当員から実施したことを確認した証明印を受けること。

７　その他

修理及び付属品の取替え等の必要がある場合は、留萌振興局長に見積書を提出し、その承認を得た後、修理等を実施するものとする。